

# 横須賀（三浦半島地区）ミニバスケットボール連盟規約

## 第1章 総 則

第1条（名 称）本会は、横須賀ミニバスケットボール連盟と称する。

第2条（事務所）本会は、事務所を理事長所在のところに置く。

第3条（目 的）本会は、三浦半島のミニバスケットボール競技界を統轄し、代表する団体として、ミニバスケットボールの普及発展と少年少女の健全な心身の育成を図ることを目的とする。

## 第2章 事 業

第4条（事 業）本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種競技会及び交歓会
2. 各種講習会・研修会
3. ミニバスケットボールの指導ならびに啓蒙に関する事業。
4. 横須賀バスケットボール協会の組織員として活動する。
5. その他本会の目的達成のために必要なる事業。

## 第3章 組 織

第5条（組 織）本会は、本会の趣旨に賛同し加盟したミニバスケットボールチームで構成される（以下、連盟と呼ぶ）。

## 第4章 登 録

第6条（登 録）本会に登録する団体は、本会の趣旨を尊重し、次の条件を満たした健全な団体とする。登録は、JBAのU12カテゴリー登録運用細則およびU12カテゴリー移籍運用細則に則って行い、本部会に登録する団体は、次の条件を満たした健全な団体とする。

1. 団体の名称、責任者、指導者、保護者会代表者をそなえていること
2. 保護者の同意を得た健康な児童で構成されて選手一覧を提出できること。
3. 主たる年間計画、予算、定期的な健康観察計画をそなえていること。
4. 公益財団法人日本バスケットボール協会及び神奈川県バスケットボール協会にチーム加盟し、選手は、個人登録をしていること。
5. 本連盟の行事を最優先すること。
6. 年間を通じて合同の形をとる場合は、合同でも認める。ただし、大会への参加は交流戦（オープンなど）とし、チーム強化のための合同は認めない。
7. 団体保険（スポーツ傷害保険、指導者責任賠償保険、指導者傷害保険など）に加入していること。
8. 指導者・帯同審判及び選手については、原則的に年間を通して同一チームで活動することとする。但し、やむを得ない事情から、指導者・帯同審判及び選手が連盟内の他のチームに移籍する場合は、事前に連盟事務局に理由等を届け、承認を得る。また、年度途

中で指導者・帯同審判を追加登録する場合は、各大会の代表者会議までに連盟事務局に届け、承認を得る。

9. 各大会の開催期間（代表者会議～決勝）は、指導者・帯同審判の他のチームへの移籍及び、追加登録は、認めない。また、選手においては、連盟事務局に届け出て、承認を得た日から追加登録が認められたものとし、各大会等に参加することができる。

第7条（脱会・除名）本会の登録団体で次の場合は、本会より資格を失う。

1. 加盟団体から脱退の申請があった場合。
2. 本会の目的に反する行動をとったり、本会の名誉を棄損して総会で認められたとき。

## 第5章 役員

第8条（役員）本会には次の役員を置く。

- |         |     |         |     |          |     |
|---------|-----|---------|-----|----------|-----|
| 1. 会長   | 1名  | 2. 副会長  | 若干名 | 3. 顧問    | 若干名 |
| 4. 参与   | 若干名 | 5. 相談役  | 若干名 |          |     |
| 6. 理事長  | 1名  | 7. 副理事長 | 若干名 |          |     |
| 8. 常任理事 | 若干名 | 9. 理事   | 若干名 | 10. 会計監査 | 2名  |

第9条（会長）会長は、常任理事会の推薦により総会で承認される。会長は、本会を統理し、代表する。

第10条（副会長）副会長は常任理事の推薦により総会で承認される。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第11条（理事長）理事長は、常任理事会の推薦により、総会で承認される。理事長は会長・副会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

第12条（副理事長）副理事長は、理事の中から互選され、会長が委嘱する。副理事長は、理事長を補佐し事故あるときはその職務を代行する。

第13条（常任理事）常任理事は、理事の互選により選出され、会長が委嘱する。常任理事は理事会の議を経て会長が委嘱した会務を処理したり、必要に応じて理事会の原案を作成するとともに、会務各分掌の担当責任者となる。

第14条（理事）理事は、理事長の指名により、会長が委嘱する。理事は、会務を審議処理し、総会の決議に基づき各部門を分掌し執行する。

第15条（会計監査）会計監査は、理事会の推薦により、総会で承認される。会計監査は、本会の財務について監査を行う。

第16条（顧問）顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。顧問は、本会運営の相談役とする。

第17条（参与）参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。参与は、本会運営の協力者とする。

第18条（相談役）相談役は、理事長の推薦により、会長が委嘱する。相談役は、理事長の相談役とする。

第19条（任期）本会役員の任期は2年間とする。但し、再任は妨げない。役員に欠員が生じた場合は、補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

## 第6章 会議

第20条（会議）本会の会議は、総会及び常任理事会、理事会、各種委員会とする。

第21条（総会）総会は、本会最高の議決機関とし、次の通りとする。

1. 総会は、本会役員とチーム代表者で構成され、その3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数以上の決議により議決する。
2. 総会は、年1回（原則として4月）会長が招集する。但し、理事会が必要と認めた場合、またはチーム代表者の4分の1以上の署名による要求がある場合には、会長が招集して、臨時総会を開催することができる。
3. 総会は、本会の事業計画・予算及び決算・役員を選出・規約改正・その他必要な事項について審議決定する。

第22条（常任理事会）常任理事会は、常任理事で構成され、必要に応じ、理事長が招集する。構成員の半数以上の出席により成立し、理事会の審議事項の原案作成等その他必要と認める事項の処理の為、必要に応じて随時開くことができる。会議の議決は出席者の過半数以上の決議で決定する。

第23条（理事会）理事会は、理事で構成され、必要により理事長が招集する。構成員の半数以上の出席により成立し、総会に次ぐ決定機関として総会決定事項の処理、各種原案の審議作成、役員推薦、その他必要と認める事項の処理の為、必要に応じて随時開くことができる。会議の議決は、出席者の過半数以上の決議で決定する。

第24条（委員会）本会には、次の委員会を置き、常任理事を委員長として運営される。

1. 事務局（総務・財務・渉外・広報各委員会）本会活動の記録・保管をするとともに通信連絡等の庶務を行う。また、本会財審全般を管理する。及び本会活動のPRや大会の途中経過及び結果等の集約や報道連絡をし、報道機関との連絡を行う。
2. 競技委員会 本会主催の大会・交歓会の企画や競技日程・会場等の交渉調整等を行う。
3. 審判委員会 審判技術向上のため、ルール伝達や審判技術の講習等を行う。
4. 技術委員会 技術向上と児童の親睦をはかることを目的とし、ミニバス教室・講習会の企画・運営等をする。

## 第7章 会 計

第25条（経 理）本会の経費は、登録金、補助金・寄付金・その他の収入をもってこれに当たる。

第26条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

## 第8章 規約改正

第27条（規約改正）本会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の承認を得て改正できる。

## 第9章 附 則

第28条（細 則）この規約を実行するために必要な細則は別に定めることができる。

第29条（発 効）本規約は令和6年4月6日より有効となる。

以上

改正施行

平成 30 年 3 月 4 日 第 25 条（会計年度）、第 26 条（登録金）削除、以下条番号繰り上げ

令和 4 年 4 月 10 日 第 6 条（登録）4 項及び 6 項

令和 6 年 4 月 6 日 第 6 条（登録）1 項及び 7 項、4 項削除、第 8 条 5 項追加、第 18 条追加、  
以下条番号繰り上げ